

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「）が18日」を「第10条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」に改める。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項およびこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項およびこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第32項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第10条第4項および附則第32項の改正規定ならびに次項および附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第32項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 新条例第2条第2項および第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

4 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

(秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和元年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「（以下「新条例」という。）」を削る。

附則第3項中「新条例第2条第2項」を「秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第2項」に、「、新条例」を「、同条例」に、「新条例第3条」を「同条例第3条」に改める。

附則第4項中「新条例」を「秋田市職員の退職手当に関する条例」に改める。